

岐阜県公報

第 二 千 十 四 号
平成二十一年一月十三日

(火曜日)

目次

告 示

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告 保安林に指定する予定である旨の通知	(畜産課)	一三
道路の区域変更	(治山課)	一六
道路の供用開始	(道路維持課)	一八
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正	(同)	一九
	(砂防課)	一九
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	二〇
県営土地改良事業の換地計画の決定	(農地計画課)	二〇
公共測量の終了	(用地課)	二〇

告 示

岐阜県告示第十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十八条ただし書の規定により告示する。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成十九年岐阜県告示第三百九十二号の二）は、廃止する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の飼養羽数が百羽（だちょうにあつては十羽）以上の農場の所有者
県内全域
- 三 報告すべき事項
 - 1 毎週月曜日の飼養羽数
 - 2 毎週月曜日から日曜日までの死亡羽数
 - 3 毎週月曜日から日曜日までの高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
- 四 報告書の提出期限
毎月十日（十日が県の機関の休日にあたる場合はその前日）までに前月の三に掲げ

る事項を報告すること。

なお、第一回の報告は、平成二十一年一月十九日(月)から同年二月一日(日)までの状況を同年二月十日(火)までに報告すること。

五 報告書の提出

ファクシミリ又は電話で別記様式により所轄家畜保健衛生所に報告すること。

六 その他必要な事項

高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

別記様式

家畜保健衛生所 あて

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

月 日

農場名： 農場 (月分報告)

		内 容	備 考
第 週 (日 ~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 (日 ~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 (日 ~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 (日 ~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
第 週 (日 ~ 日)	飼養羽数		
	死亡羽数		
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり・なし (いずれかに)	(「あり」の場合は内容)

報告者氏名：

報告者連絡先 電話：

ファクシミリ：

農場所在地：

注1 飼養羽数の備考欄には、健康状態（産卵率の低下など）についての異常及び防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等の特記事項を記載すること。

2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

3 報告は、農場の地域を所管する次の家畜保健衛生所にすること。

岐阜家畜保健衛生所 電話 058-272-6110 ファクシミリ 058-275-0715

西濃家畜保健衛生所 電話 0584-73-1111 ファクシミリ 0584-73-4422

中濃家畜保健衛生所 電話 0574-25-3111 ファクシミリ 0574-27-3092

東濃家畜保健衛生所 電話 0573-26-1111 ファクシミリ 0573-25-7669

飛騨家畜保健衛生所 電話 0577-33-1111 ファクシミリ 0577-32-9019

岐阜県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町東門前字大洞九九〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町舟原字水屋ケ洞三九〇の一、三九三から三九五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町稲越字すみざこ二二五三の二二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町有穂字下棚井三七四の一の二一、三七四の一の二二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町跡津字城洞一六二四、一六二五、一六二八、一六一九、一六二一の一、一六二二の四、一六二二の五、一六二二の二九、一六二二の七三から一六二二の八八まで、一六二二の九三、一六二二の九四、一六二三、一六二四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町山之口字深谷三二〇四、三二〇五

二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町長瀬字味屋七八の一、七九、八〇、二四三から二四五まで、二四八、二五五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字筒洞二二二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
大真北	野正方線	本巢市下真桑字大門前三 九五番八地先から	同 市同 字神明七三 四番一地先まで
後	前	別前変区 後更更域	別前変区 後更更域
七〇〇 一〇・七	六三三 七・五	員敷地の幅 ル(メート)	員敷地の幅 ル(メート)
二四・七	二四・七	延長 ル(メート)	延長 ル(メート)
		備考	備考

岐阜県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
一般	国道三百六十 一号	高山市高根町中之宿字深 山口二九番地先から	同 市同 字同 一二七番地先まで
後	前	別前変区 後更更域	別前変区 後更更域
一六〇 二五・一	九〇〇 二六・〇	員敷地の幅 ル(メート)	員敷地の幅 ル(メート)
六二・〇	六二・〇	延長 ル(メート)	延長 ル(メート)
		備考	備考

岐阜県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		道の種類	
一般	国道百五十六 号	大野郡白川村大字保木脇字前 田一〇六番一地先から	同 郡同 村大字同 ケ洞七番一地先まで
後	前	別前変区 後更更域	別前変区 後更更域
一六〇	三・一三	員敷地の幅 ル(メート)	員敷地の幅 ル(メート)
平成	平成	の期日	の期日
		備考	備考

岐阜県告示第二十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十三年岐阜県告示第七百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

表舟洞の項を次のように改める。

舟洞	次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 関市武芸川町谷口
----	-----------------------------------------------------------------------------------

公 示

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 美濃土木事務所及び
関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

字舟洞	二六〇二番	一号
	二五九九番一	二号
	二六四一番	三号
	二六四〇番	四号
	二六三八番一	五号
	二六三七番	六号
	二六三六番	七号
	二六三〇番一	八号
	二六二九番一	九号
	二六二六番一	十号
	二六二三番一の三	十一号
	二六一五番五	十二号
	二六〇七番一	十三号
	二六〇三番一	十四号

特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年十二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山もり王国飛騨
- 三 代表者の氏名 橋本 静夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市朝日町見座六四一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域及びその他の地域の住民に対し

て、森林の活用と環境保全に関する事業を行うとともに、
地域社会に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業加茂北部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する
同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供す
る。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年一月十三日から

同 年二月十日まで

二 縦覧場所

白川町役場

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により測量計画機関の長岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨
の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ
り公示する。

平成二十一年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）

三 作業期間

平成二十年五月三十日から

同 年十二月十九日まで

四 作業地域

宮庄川地域森林計画区内（高山市、飛騨市及び大野郡白川村）

平成二十一年一月十三日印刷
平成二十一年一月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
四八、〇〇〇円
岐阜尾文芸社